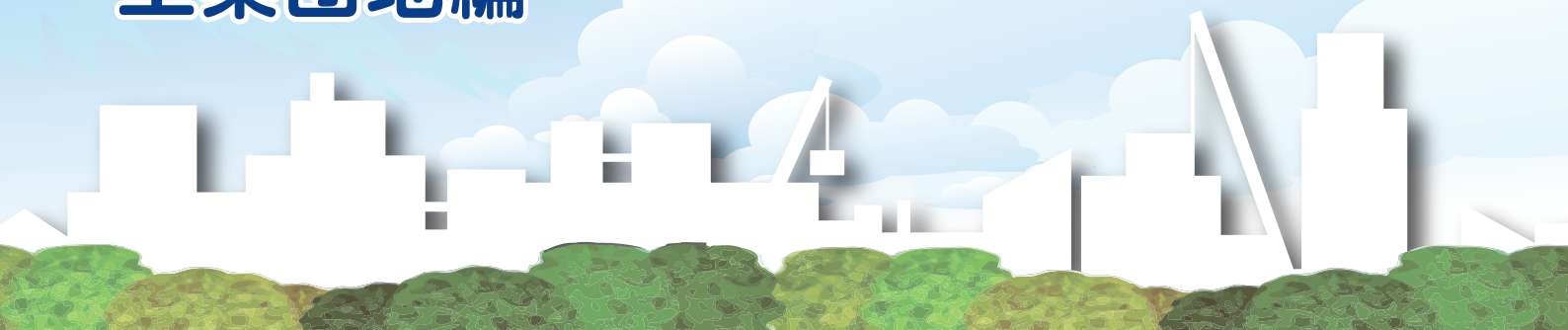


# 連携事業継続力強化計画 策定マニュアル



## 工業団地編



### Contents

#### 目次

「ご存知ですか?工業団地の連携事業継続力強化」	
事例1) 熊本南工業団地協同組合(熊本県).....	1
事例2) 明科工場団地協同組合(長野県).....	3
事業継続力強化計画認定制度を活用しましょう.....	5

全国中小企業団体中央会  
<https://www.chuokai.or.jp/>

面的連携

異業種

## 熊本南工業団地協同組合

熊本南工業団地協同組合は、高度化事業を活用し、熊本市内で事業を行う鋳造業を中心とした10社で、1974年に設立した。その後、4回の施設再整備事業等を活用した団地拡張を経て、現在は24社で運営にあたっている。2016年の熊本地震で、団地や道路等のインフラが甚大な被害を受けたことで、「他社と協力して対応すること」の大切さを痛感し、組合としてもBCP(Business Continuity Plan、事業継続計画)を策定したが、地域や各社を巻き込んだ団地全体のBCPについては、難しく感じていたため、わかりやすい今回の認定制度創設は「渡りに船」であった。

### ●取組のポイント!

#### ●ポイント①：組合員の自然災害リスク認識の共有

組合員はみな、熊本地震を経験しているため、自然災害リスクに対する危機意識を共有していた。

#### ●ポイント②：認定事業者向けのインセンティブが制度活用を後押し

組合員企業の多くは、事業の発展のため、「ものづくり・商業・サービス補助金(ものづくり補助金)」を有効活用してきたが、近年は採択が厳しいことが課題であった。このことも、計画認定制度への取り組み推進を後押しした。(組合員の賛同を得やすかった)

#### ●ポイント③：支援者の存在

●九州経済産業局から、詳細説明を受けることができた。

●創設されたばかりの認定制度だったので、どの様に取り組んだら良いのか見いだせずにいたが、上記の説明や、外部コンサルタント会社による具体的な内容の勉強会(全4回)を実施したことで、組合員の理解を深めることができた。



### ●計画策定のきっかけと苦労

#### ●きっかけは熊本地震の被災

熊本地震による甚大な被害を受け、組合で中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(グループ補助金)の申請を行った。その際、BCPの必要性を痛切に感じ、各社と組合がそれぞれ、BCP等災害対策には取り組んでいたが、団地全体のBCPは難しく感じていた。

#### ●計画策定時の苦労：大きな組織

団地内に本社を置く組合員は約6割だが、月に1回の理事会・定例会には、ほぼ全組合員の参加ができており、良好な関係が維持され、組合組織間の結束力は強い。しかし、組合員24名という大きな組織における連携であり、全員一致のとりまとめは難しかった。特に、本社を他の地域に置く組合員が4割程度存在するため、組合の定例会に意思決定権を持つ経営者(組合員)全員を集めることが難しかった。



**熊本地震で、単独事業者の限界に直面  
全組合員(24名)の連携によって課題を克服!**

# 熊本地震の被災経験から連携した取組へ!

(熊本県上益城郡嘉島町大字井寺431-1)

<http://minamid.jp/>



## INFORMATION

### 組合概要

設立年月日：昭和49(1974)年9月6日

組合員数：24名

職員数：5名(事務局2名、ガソリンスタンド3名)

出資金：18,000,000円

組合員資格：正組合員24社



### 組合事業

- 月1回の理事会・定例会
- 経営環境の変化に対応するため、様々な集団化事業を実施(例：中小企業高度化事業、人材高度化支援事業、短時間労働者雇用管理改善等事業、中小企業賃金制度支援事業など)
- 継続的な共同事業：上下水道事業、ガソリンスタンド事業、共同宿舍事業

## 連携のメリット

### 計画認定が危機意識の向上と連携の高度化につながる!

#### ●事業者が単独で行う対応の限界を補い合える

熊本地震の被災事業者として、連携して災害対応にあたることの重要性を理解し、団地内で下記の連携を実施している。

- 自家発電設備の共同導入の検討
- 共同による非常用備蓄(例：水、食料、緊急用バッテリー、ガスボンベが燃料の発電機)
- 連携参加事業者間での資金調達、リスクファイナンス(例：損害保険)に関する啓発活動

#### ●連携型から単独型への深化：組合員の危機意識の向上

組合を代表者とする連携型の計画認定を行ったことで、組合員の危機意識が向上した。具体的には、個別事業者における「単独型」の計画策定、認定申請の展開に貢献した。立案中を含め4事業者が、単独型の計画策定に取り組み、これらに追従して計画策定に取り組む組合員が増える見通しにある。

#### ●広域連携への展開

組合は、熊本県内の他の団地組合との連合体である工場団地連絡協議会に積極的に参画、複数の事業所を持つ組合員が団地運営に参画していることもあり、団地外の地域とのつながりを大切にしてきた。この素地に加えて連携型の計画認定を受け、地域の工業団地の集積地が被災した場合などを想定し、団地外との広域連携による計画策定の必要性を検討している。例えば、近隣の大企業者との連携などが考えられる。今後、計画を毎年見直すことで、レベルアップを目指す。



面的連携

異業種

## 明科工場団地協同組合

明科工場団地協同組合は、1986年、高度化事業を活用し、異業種8社で設立した。団地進出から20年で高度化事業の完済を済ませた後も、集団化事業に積極的に取り組んでいる。

6社の組合員が、設立当時から現在まで活躍しており、組合員間の合意形成、情報連携、課題の共有がスムーズであることが、今回の取組を後押しした。

### 取組のポイント!

#### ●ポイント①：組合内と地域との良好な関係構築

- 日頃から良好な人間関係が形成されている組合組織なので、スムーズに合意形成できた。
- 理事長および組合員企業は、地域の要職を引き受け、地域経済界の中核となる活動をしている。また、年に2回開催されているゴルフコンペには、工場団地近隣の人たちを招待して、良好な関係を築いている。
- 災害時には安曇野市役所等とも連携を図り、避難所運営や道路啓開に関する協力・調整先として連携を図ることとしている。（「協力者」の申請書記載はなし）

#### ●ポイント②：小さめの組織

団地進出時の経営者（組合員）が続投、異業種で6社という小さめの組織のため合意形成がしやすい。毎月定例会を開催しているため、情報交換や課題の共有がしやすい。

#### ●ポイント③：支援者の存在

計画認定申請のとりまとめについては、長野県中小企業団体中央会の担当者が全面的に支援を行った。申請後の計画見直しや計画修正についても、継続的に支援している。



### 計画策定のきっかけと苦労

#### ●きっかけは平常時の課題解決

組合員企業の多くは、事業の発展のため、ものづくり補助金を有効活用してきたが、近年は採択が厳しいことが課題であった。そこで、加点要件を網羅するため、計画認定制度に取り組んだ。

#### ●計画策定時の苦労①：組合員の自然災害リスク認識の共有

団地は、犀川と高瀬川の合流点近くに立地しており、過去に洪水による浸水被害（5m）があったが、団地進出以前のものであり、組合員のリスク認識は高くはなかった。このため、組合員相互にハザードマップを確認することによって、自然災害リスクに対する危機意識を共有した。

#### ●計画策定時の苦労②：合意形成

計画申請に際しては、連携者間の合意形成が必要となる。そこで、計画の承認について、理事会の議題とし、結果を議事録に記載しエビデンスとした。なお、合意形成は、連携体のメンバーが多いほど、より時間をかけて丁寧に実施することが望ましいと感じる。



**連携では合意形成が大切!**

**日頃の良好な関係構築がベースとなります!** (コラム(7ページ)参照)

# 認定後の支援措置の活用から連携した取組へ!

(長野県安曇野市明科七貴6093-4)

<https://www.azumino-biz.net/azumino-sd/danchi/akashina.html>



## INFORMATION

### 組合概要

設立年月日：昭和61(1986)年5月28日  
組合員数：6名  
職員数：1名(パートタイム)  
出資金：18,800,000円  
組合員資格：正組合員6社 賛助会員12社



### 組合事業

- 理事会(月1回の定例会)：組合員各社の親睦交流と共通するテーマの解決に向けての活動を実施
- 共同購買：昼の弁当の共同購買を実施
- 福利厚生事業：ゴルフコンペ(年2回)を実施

## ●計画認定後の取り組み

### 計画認定後に近隣地域が台風で被災 組合員の危機意識のさらなる向上につながる!

#### ●近隣の台風被害を受け、組合員のリスク認識がさらに向上

計画認定申請を提出約1ヶ月後に台風19号が上陸。団地内に大きな被害はなかったが、下流域での大規模な浸水被害を目の当たりにしたことで、計画実行段階では、組合員から、具体的な対策や計画の修正案が出されることになった。

#### 対策例

- 団地の避難訓練(年1回)の見直し  
→組合員各社の操業状態や勤務形態が異なるため、訓練範囲や実施方法を見直す必要がある
- 各社の緊急連絡網の更新
- 非常用発電設備の導入
- 連携計画をベースにした、個別企業の計画策定 など



# 事業継続力強化計画認定制度を活用しましょうー1

## 1. 事業継続力強化計画認定制度の概要

大規模な自然災害の頻発を受け、組合を含む中小企業の事業継続力強化、即ち、自然災害に対する事前対策(防災・減災対策)促進を目的とした、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(中小企業強靱化法)」が、令和元(2019)年に成立、施行されました。この法律には、防災・減災対策に関する計画認定制度が盛り込まれており、さまざまな支援策が準備されています。ぜひ、活用しましょう。

### 計画認定スキーム

国(経済産業大臣)

令和元年7月、経済産業大臣は、中小企業の防災・減災対策に関する指針を策定しました。

指針の内容：中小企業に求められる事前の防災・減災対策の内容  
中小企業を取り巻く関係者に期待される協力の内容 等

2 申請

3 認定

1 「事業継続力強化計画」策定

中小企業・  
小規模事業者

事業者は、防災・減災の事前対策に関する計画を策定し、経済産業大臣に認定を申請します。

- (1) 目的の明確化
- (2) リスク認識・被害想定  
例：事業活動に影響を与える自然災害等の想定、自然災害等の発生が事業活動に与える影響
- (3) 事前対策：初動対応の整備、経営資源対策の検討  
例：初動対応、設備投資、情報保全、取引先・同業他社との連携、人員確保、リスクファイナンス、復旧手順の策定 等
- (4) 実効性の確保  
例：定期的な訓練の内容、見直し方法 等

### 支援措置

4 手続

計画認定後には、計画実行を支援するため、事業者に対して、次の支援措置(インセンティブ)が準備されています。

- 税制措置** 認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却が適用できます。
- 金融支援** 日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます。
- 予算支援** 計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金等において審査の際に、加点を受けられます。

### 中小企業を取り巻く関係者による防災・減災対策の支援

本制度を踏まえ、右記の中小企業を取り巻く関係者には、普及・啓発活動の実施、人材の育成等の取組が期待されます。

- 中央会
- 商工団体
- サプライチェーンの親事業者
- 金融機関
- 損害保険会社
- 地方自治体 等

POINT

Check!

- 経済産業大臣認定の制度です。申請先は、各地方経済産業局となります。
- 申請主体のパターンは2種あります。個社で申請する場合は、「単独」、複数事業者で申請する場合は、「連携型」を選択してください。(本マニュアルは「連携型」にフォーカスしています)
- 計画の焦点は「防災・減災」です。いわゆるBCPと同等の計画を企図されていませんが、BCPを策定している場合は、申請時に参考資料として添付することが可能です。
- 計画認定は、策定のみで申請可能です。計画の実行フェーズは、計画の認定後となります。
- (参考) 関連分野における国の計画認定制度の例
  - 国土強靱化貢献団体認証(レジリエンス認証：内閣官房)
  - 災害時建設業事業継続力認定制度(国土交通省の各地方整備局)

# 事業継続力強化計画認定制度を活用しましょう-2

## 2. 制度に関する基本情報

### 制度に関する基本文書、情報

計画認定を希望する事業者が、申請時に確認すべき基本的な文書は、基本方針、申請様式、策定の手引きです。いずれも、中小企業強靱化法に基づき、国が定めたものです。「基本方針」は、事業継続力強化計画の認定基準と該当します。必ず確認しましょう。

中小企業庁ホームページ(下記URL)では、上記の基本的な文書はもちろん、制度の概要や計画認定を受けた事業者の状況(認定状況)、普及啓発事業の内容等が公表されていますのでご活用ください。特に、認定状況では、都道府県別に認定数と事業者名が公表されますので、認定事業者の対外的なアピールや、取引先等の認定可否の確認が可能です。(非公表も選択可能)

事業継続力強化計画

検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

### 認定を受けられる「中小企業強靱化法企業者」の規模、及び「中小企業者」に該当する法人形態等について

事業継続力強化計画認定制度において、認定を受けられる企業は下表のとおりです。企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下表下の記載に該当する者は事業継続力強化計画の認定を受けることができます。

(出典)連携事業継続力強化計画策定の手引き(令和元年12月11日版)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額または出資の総額 <b>または</b> 常時使用する従業員の数	
製造業その他*1	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*2	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

\*1 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

\*2 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

- ① 個人事業主
  - ② 会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))及び土業法人
  - ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
  - ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。
- ※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人(②~④)の場合は法人設立登記がされていることが必要です。
- ※税制優遇の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です(詳細は手引き参照)。

# 事業継続力強化計画認定制度を活用しましょうー3

## 3 制度活用の流れ

熊本南工業団地協同組合の事例でみたように、連携には多くのメリットがあります。ぜひ、制度の活用を検討しましょう。工業団地は、同地域に所在する複数の中小企業者で構成されます。同業種や異業種の複数事業者による水平的な連携や、地方公共団体や自治会組織等の地域の復旧活動に関わる関係機関との協力関係など、工業団地の所在地における面的な連携の活用によって、事業継続力強化に取り組みましょう。



### 申請時の必要書類

- ① 申請書(原本) (6ページに記載の中小企業庁ホームページでダウンロード可能)
- ② チェックシート(6ページに記載の中小企業庁ホームページでダウンロード可能)
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類  
※BCPを既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付、申請書ではそちらを参照する旨記載する形で申請することが可能です。
- ④ 連携者に大企業がいれば、当該企業の同意書
- ⑤ ①～④の電子データ(PDFファイル)が格納されているCD-R
- ⑥ 返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額の切手を貼付)

### COLUMN



## 計画に関する連携参加事業者間の合意形成

認定申請にあたっては、すべての連携参加事業者間で、連携事業継続力強化計画に定める取組を行っていくことについて、あらかじめ、合意形成する必要があります。すべての連携参加事業者が合意していることを証明するため、申請書の添付として、証憑(エビデンス)の提出が求められますので、注意が必要です。合意形成のエビデンスとしては、連携参加事業者間で締結した協定書や同意書等のほか、明科工場団地協同組合(3-4ページ)の事例のように、計画の承認について、理事会(定例会)の議題とし、結果を議事録を記載するといった方法もあるでしょう。

なお、明科工場団地協同組合の事例では、異業種で6社という小さめの組織であり、日頃から良好な人間関係が形成されているため、スムーズに合意形成できました。一方、同じく良好な関係構築がなされていても、組合員の人数が24名と3倍の熊本南工業団地協同組合の事例では、全員一致のとりまとめに困難が生じました。

すべての連携参加事業者が、工業団地内に本社をおいているとは限らないため、自然災害リスクを完全に共有しているとは言えないケースも多くあります。組合員等の連携体のメンバーが多いほど、時間をかけて、丁寧に合意形成に臨むことが望ましいといえるでしょう。

# 事業継続力強化計画認定制度を活用しましょう-4

COLUMN



## リスクファイナンスの重要性 - まず、損害保険・共済の活用を検討しましょう

自然災害の発生自体を防ぐことはできません。しかし、ひとたび自然災害が起ると、中小企業者への被害額は甚大になります(下表参照)。このため、事前対策としてのリスクファイナンスが大変重要です。

### 自然災害による中小企業の被害例(2018年)

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	台風19~21号	北海道胆振東部地震
豪雨災害初の激甚災害(本激)	25年ぶりに非常に強い勢力で上陸	地震による停電で全道に影響
約 <b>4,738</b> 億円	約 <b>99</b> 億円	約 <b>42</b> 億円

※中小企業被害額については、激甚災害指定に係る被害調査時点において、自治体から直接被害として報告のあったもの。  
(出典)中小企業庁「2019年版 中小企業白書」を基に作成

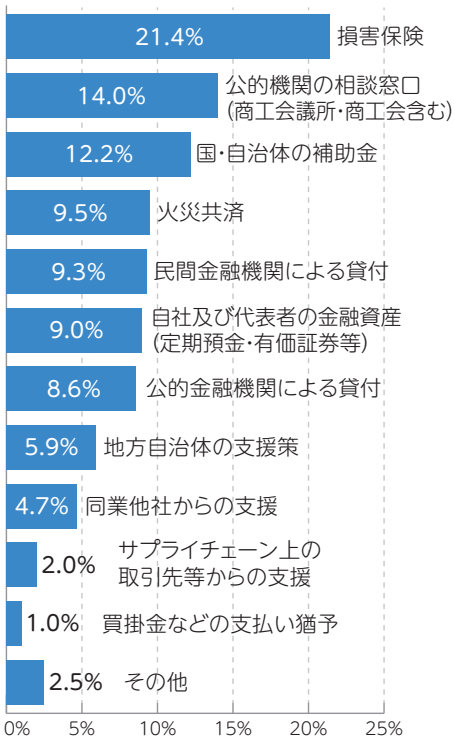
業種	発災から約1か月後の被害状況
製造業	浸水被害により操業停止。被災した工場は閉鎖し、近隣の別の場所に新たに工場を設立することとなった(2020年春めど)。設備や棚卸資産の廃棄損として、約79億円を計上した。
運輸業	4県の一部で荷受け停止(一時最大14府県で荷受け停止)

(出典)国土交通省「平成30年7月豪雨における被害等の概要」(2018年9月)を基に作成

自然災害の被災事業者に対する調査(下左図参照)によれば、多くの事業者が、復旧・復興に際して最も役に立った対策として、損害保険や火災共済を挙げています。リスクファイナンスのうち、損害保険・共済(下右表参照)の活用は、取り組みやすく、かつ、有用性の高い対策と言えるでしょう。従って、計画策定の際は、損害保険・共済の加入や、加入している場合は、加入内容の確認・見直しの検討を実施するとよいでしょう。また、民間金融機関による貸付が有用だったと回答した企業も多いため、日頃から取引先等の金融機関と相談をしておくといよいでしょう。

リスクファイナンスとは異なりますが、同調査では、公的機関の相談窓口など自治体による支援や、取引のある企業や同業他社による支援の有用性も指摘されています。中小企業強靱化法で、中小企業を取り巻く関係者(5ページ参照)による支援が重要視されている所以です。

### 復旧・復興する際に最も役に立った対策



(出典)「中小企業の災害対応に関する調査」(2019年、中小企業庁)

### 自然災害に対応する主な損害保険・共済

自然災害リスク	リスクについての説明	対応する主な保険・共済
落雷	落雷により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済において補償対象となります。ただし、免責金額が過大となっていないか、支払限度額が不足していないか等、事前に確認いただくことをおすすめします。	●火災保険 ●火災共済 ●全国中央会ビジネス総合保険制度(財物補償)等
建物・設備・商品等への損害 風災 雷災 雪災	風災により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済において補償対象となります。ただし、免責金額が過大となっていないか、支払限度額が不足していないか等、事前に確認いただくことをおすすめします。	●火災保険 ●火災共済 ●全国中央会ビジネス総合保険制度(財物補償)等
水災	水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済では補償対象とならないことがあります。(オプション補償となっていることがあります。)水災が補償対象となっているか、事前に確認いただくことをおすすめします。また、「床下から●●cm以上の浸水」等が支払要件になっていることが一般的です。支払要件についてもあわせてご確認いただくことをおすすめします。	●火災保険 ●火災共済 ●全国中央会ビジネス総合保険制度(財物補償)等
地震	地震・噴火・津波は通常免責となりますが、オプション加入で対象とすることも検討可能です。	●全国中央会ビジネス総合保険制度(財物補償)等
休業による損害 落雷 風災 雷災 雪災 水災	事故により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対する補償は、一般的な火災保険・火災共済等においてオプション補償となっていることが一般的です。長期の休業は事業活動における大きなリスクですので、備えることをおすすめします。	●火災保険(休業損害補償特約) ●休業対応応援共済 ●全国中央会ビジネス総合保険制度(休業損害補償特約)等

(出典)中央会指導員マニュアル策定委員会 作成(2020年)

# 事業継続力強化計画認定制度を活用しましょう-5

## 「連携事業継続力強化計画」チェックリスト (その1)

事業継続力強化計画認定制度では、「単独型」と「連携型」で申請様式が異なります。

そこで、「連携型」の申請様式のポイントをチェックリストにまとめました。計画の検討、作成時にご活用ください。

(ご注意)

チェックリストは申請内容の網羅性を保証するものではありません。認定申請時等に地方経済産業局から指示があった場合は、それに基づきご対応ください。

### 1 名称等

- 連携参加事業者の代表者が記載(代表印の押印を含む)されていますか。
- すべての連携参加事業者が記載(代表印の押印を含む)されていますか。
- 連携参加事業者の一部は、中小企業等経営強化法に規定する中小企業者(6ページ参照)ですか。

### 2 連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

- 連携に参加する大企業者が記載(代表印の押印を含む)されていますか。(非該当の場合は不要)

### 3 事業継続力強化の目標

- すべての連携参加事業者の事業活動の概要が記載されていますか。
- 連携事業継続力強化の目的が明確に記載されていますか。
- すべての連携参加事業者が、自らの全ての拠点について、ハザードマップ(下表参照)等によって自然災害等のリスクを認識していますか。

※申請書の該当箇所のチェックボックスのチェックが必須です。

※連携の取組に関する部分のみ記載しましょう。

- すべての連携参加事業者が、「人(人員)」「物(建物・設備・インフラ)」「カネ(リスクファイナンス)」「情報」の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響(事業に与える影響)を分析していますか。

※申請書の該当箇所のチェックボックスのチェックが必須です。

※連携の取組に関する部分のみ記載しましょう。

#### 主要なハザードマップ

お役立ちサイト	発行元	リンク
わがまちハザードマップ	国土交通省	(ハザードマップポータルサイト)
重ねるハザードマップ	国土交通省	<a href="https://disaportal.gsi.go.jp/">https://disaportal.gsi.go.jp/</a>
J-SHIS 地震ハザードステーション	防災科学技術研究所	<a href="http://www.j-shis.bosai.go.jp/">http://www.j-shis.bosai.go.jp/</a>

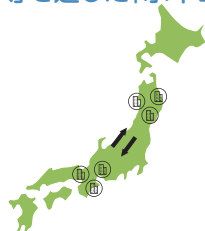
### 4 連携事業継続力強化の内容

#### (連携事業継続力強化計画における連携の態様)

- 連携の態様について、いずれかの態様を選択していますか。

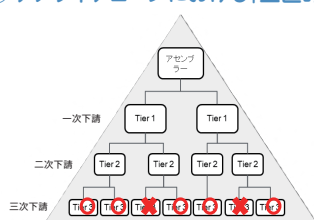
※申請書の該当箇所のチェックボックスのチェックが必須です。

#### ① 組合等を通じた「水平的連携」



- 同業種又は異業種に属する複数の中小企業者で構成(遠隔地との連携等)

#### ② サプライチェーンにおける「垂直的連携」



- 原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者で構成

#### ③ 地域における「面的連携」



- 工業団地、商店街、卸団地、地域の商工業者における親睦団体その他の地縁的な関係を有する複数の中小企業者で構成

## 「連携事業継続力強化計画」チェックリスト (その2)

### 4 連携事業継続力強化の内容(つづき)

#### (連携事業者間の協定等の整備状況)

- すべての連携参加事業者が、連携事業継続力強化計画に基づく取組を実施していく旨、合意していますか。  
※すべての連携参加事業者の合意が必須です。  
※必要に応じて、協定書・秘密保持契約書・同意書等の締結を検討し、締結している場合は、申請時に写しを添付しましょう。  
(中小企業庁のホームページ(6ページ参照)では、同意書の様式が公表されています)

#### (連携事業継続力強化に資する対策及び取組のうち自然災害等が発生した場合における対応手順)

- 「連携事業継続力強化計画」チェックリスト(その2)事前対策編(9ページ参照)の内容を実施していますか。

### 5 連携事業継続力強化に資する対策及び取組のうち自然災害等が発生した場合における対応手順

- 全ての連携参加事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めていますか。  
※申請書の該当箇所のチェックボックスのチェックが必須です。  
※申請書には、連携参加事業者の代表例が記載されていることが必要です。
- 全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めていますか。  
※申請書の該当箇所のチェックボックスのチェックが必須です。  
※申請書には、連携参加事業者の代表例が記載されていることが必要です。
- 連携参加事業者間で、自然災害時における指揮命令体制が整備されていますか。  
※申請書の該当箇所のチェックボックスのチェックが必須です。  
※申請書には、指揮命令体制の概要について具体的な内容が記載されていることが必要です。
- 連携参加事業者間で被害状況を把握し、被害情報について情報発信する手順が共有されていますか。  
※申請書の該当箇所のチェックボックスのチェックが必須です。  
※申請書には、これらの手順について具体的な内容が記載されていることが必要です。
- 上記の対応手順を図る上で、連携参加事業者における役割を記載されていますか。
- 下記のいずれかひとつについて、事業継続力強化に資する対策及び取組内容と連携参加事業者のそれぞれの役割が記載されていますか。
  - 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備
  - 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入
  - 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保
  - 事業活動を継続するための重要情報の保護

### 6 連携事業継続力強化設備等の種類

- 連携事業者が単独または共同で導入する強化設備が記載されていますか。(非該当の場合は不要)

### 7 協力関係者の名称や協力内容等

- 関係者の関与がある場合、すべての関係者が記載されていますか。(非該当の場合は不要)

### 8 平時の推進体制の整備等、事業継続力強化の実効性を確保するための取組

- 平時の取組推進について、経営層の指揮の下、実施する旨が記載されていますか。
- 年1回以上、訓練を実施する旨が記載されていますか。
- 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しに向けた検討を行う旨が記載されていますか。

### 9 実施時期

- 実施期間は3年以内ですか。

# 組合向け各種支援のお問い合わせは、 最寄りの中小企業団体中央会までお寄せください。

## 中小企業団体中央会一覧

団体名	住所	連絡先
北海道中央会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目(プレスト1・7 3F)	011(231)1919
青森県中央会	〒030-0802 青森市本町2-9-17(青森県中小企業会館内)	017(777)2325
岩手県中央会	〒020-0878 盛岡市肴町4-5(岩手酒類卸(株)ビル2F)	019(624)1363
宮城県中央会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2(宮城県商工振興センター1F)	022(222)5560
秋田県中央会	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47(秋田県商工会館5F)	018(863)8701
山形県中央会	〒990-8580 山形市城南町1-1-1(霞城セントラル14F)	023(647)0360
福島県中央会	〒960-8053 福島市三河南町1-20(コラッセふくしま10F)	024(536)1261
茨城県中央会	〒310-0801 水戸市桜川2-2-35(茨城県産業会館8F)	029(224)8030
栃木県中央会	〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4(栃木県産業会館3F)	028(635)2300
群馬県中央会	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1(群馬県中小企業会館内)	027(232)4123
埼玉県中央会	〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5(大宮ソニックシティ9F)	048(641)1315
千葉県中央会	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-22-2(千葉中央駅前ビル3階)	043(306)3281
東京都中央会	〒104-0061 中央区銀座2-10-18(東京都中小企業会館内)	03(3542)0386
神奈川県中央会	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80(神奈川中小企業センター9F)	045(633)5131
新潟県中央会	〒951-8133 新潟市中央区川岸町1-47-1(新潟県中小企業会館3F)	025(267)1100
長野県中央会	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10(長野県中小企業会館4F)	026(228)1171
山梨県中央会	〒400-0035 甲府市飯田2-2-1(山梨県中小企業会館4F)	055(237)3215
静岡県中央会	〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1(静岡県産業経済会館5F)	054(254)1511
愛知県中央会	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38(愛知県産業労働センターウイングあいち16階)	052(485)6811
岐阜県中央会	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53(岐阜県県民ふれあい会館9F)	058(277)1100
三重県中央会	〒514-0004 津市栄町1-891(三重県合同ビル6F)	059(228)5195
富山県中央会	〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3(富山商工会議所ビル6F)	076(424)3686
石川県中央会	〒920-8203 金沢市鞍月2-20(石川県地場産業振興センター新館5F)	076(267)7711
福井県中央会	〒910-0005 福井市大手3-7-1(織協ビル4F)	0776(23)3042
滋賀県中央会	〒520-0806 大津市打出浜2-1(コラボしが21 5F)	077(511)1430
京都府中央会	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78(京都経済センター3F)	075(708)3701
奈良県中央会	〒630-8213 奈良市登大路町38-1(奈良県中小企業会館内)	0742(22)3200
大阪府中央会	〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5(マイドームおおさか6F)	06(6947)4370
兵庫県中央会	〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3(兵庫県民会館3F)	078(331)2045
和歌山県中央会	〒640-8152 和歌山市十番町19(Wajima十番町4F)	073(431)0852
鳥取県中央会	〒680-0845 鳥取市富安1-96(中央会会館内)	0857(26)6671
島根県中央会	〒690-0886 松江市母衣町55-4(島根県商工会館内)	0852(21)4809
岡山県中央会	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202(岡山県中小企業会館2F)	086(224)2245
広島県中央会	〒730-0011 広島市中区基町5-44(広島商工会議所ビル6F)	082(228)0926
山口県中央会	〒753-0074 山口市中央4-5-16(山口県商工会館6F)	083(922)2606
徳島県中央会	〒770-8550 徳島市南末広町5番8-8号(徳島経済産業会館KIZUNAプラザ3F)	088(654)4431
香川県中央会	〒760-8562 高松市福岡町2-2-2-401(香川県産業会館4F)	087(851)8311
愛媛県中央会	〒791-1101 松山市久米窪田町337-1(テクノプラザ愛媛3F)	089(955)7150
高知県中央会	〒781-5101 高知市布師田3992-2(高知県中小企業会館4F)	088(845)8870
福岡県中央会	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15(福岡県中小企業振興センター9F)	092(622)8780
佐賀県中央会	〒840-0826 佐賀市白山2-1-12(佐賀商工ビル6F)	0952(23)4598
長崎県中央会	〒850-0031 長崎市桜町4-1(長崎商工会館9F)	095(826)3201
熊本県中央会	〒862-0967 熊本市南区流通団地1-21	096(325)3255
大分県中央会	〒870-0026 大分市金池町3-1-64(大分県中小企業会館4F)	097(536)6331
宮崎県中央会	〒880-0013 宮崎市松橋2-4-31(宮崎県中小企業会館3F)	0985(24)4278
鹿児島県中央会	〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(鹿児島県産業会館5F)	099(222)9258
沖縄県中央会	〒900-0011 那覇市字上之屋303-8	098(860)2525
全国中央会	〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19(全中・全味ビル)	03(3523)4901

製 作：中央会指導員マニュアル策定委員会(令和元年度事業継続力強化計画普及推進事業)

委員協力：有限会社高久総合研究所、株式会社商工組合中央金庫、中小企業団体中央会(山梨県、石川県、熊本県)

MS&ADインターリスク総研株式会社

(不許複製・禁無断転載 令和2年3月)